

経済連携協定の原産地規則説明会開催案内

公益財団法人 日本関税協会門司支部、長崎支部、沖縄支部

日本は現在13カ国1地域と経済連携協定（EPA）を締結しています。

EPAでは、通常のWTO税率より低い関税を利用することができますが、この協定を適切に活用するためには、各協定に定められている「原産地規則」を理解することが重要です。

原産地規則には、協定当事国で生産された物品（原産品）であると認められるための規定、当該物品の運送規定、原産品であることを証明する手続き規定等が含まれます。

原産地証明手続きについては、2015年1月に発効した日豪EPAのように、商工会議所等の第三者証明に加え、今後は、輸出入者等の自己証明制度が普及していくと見込まれています。これらの原産地規則については、「複雑すぎてわかりにくい。」という声もよく聞かれます。

また、EPAのひとつである、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）も関係国で批准に向けた作業に入っており、関係者の関心が高まっているところです。

日本関税協会門司・長崎・沖縄支部では、原産地規則に関する理解を促進するため、代表的な有税品である「繊維製品」、「食料品」の輸入に関する原産地規則に加え、原産地証明手続き、TPPの原産地規則に関する最新情報を加えた説明会を開催します。

今回の説明会は、会員以外の方も無料で参加できますので、会員の皆様からお取引先など関係者にご紹介・ご案内いただきますようお願いいたします。

■日 時：◎ 2016年6月16日（木）13：30～17：00

- ・原産地規則の基本的事項の解説
- ・「繊維製品」のケーススタディ
- ・原産地証明手続き
- ・TPPについて

◎ 2016年6月17日（金）13：30～17：00

- ・原産地規則の基本的事項の解説
- ・「食料品」のケーススタディ
- ・原産地証明手続き
- ・TPPについて

※ 「繊維製品」、「食料品」に関する部分以外は、2日とも同じ内容です。

■定 員：2日間共に定員70名 ※定員を超え参加をご遠慮いただく場合に限りご連絡します。

■会 場：福岡県中小企業振興センター 福岡市博多区吉塚本町9-15
(JR 鹿児島本線 吉塚駅（東口）から徒歩1分)

■講 師：東京税関業務部総括原産地調査官 上席調査官 山神 秀樹 氏
調査官 荒木 啓佑 氏

【締め切り】2016年6月3日（金）

……………ご希望の方は下記にご記入のうえ、このままFAX送信して下さい。……………

FAX:093-331-5731(日本関税協会門司支部)

ご参加希望の説明会に“レ”チェックをお願いします(2日間連続のご参加も可能です)

6月16日(木)「繊維製品」原産地規則 6月17日(金)「食料品」原産地規則

御社名：

ご連絡先 住所：〒

電話番号：

FAX番号：

6月16日(木)

6月17日(金)

参加者 お名前：

お名前：

お名前：

お名前：

お名前：

お名前：

●お客様情報につきましては、適切に管理し、セミナー運営及び当協会の事業運営のためにのみ利用致します。

お問い合わせ先：公益財団法人日本関税協会門司支部 電話：093-331-5730